

折尾愛真学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

[令和7年3月27日理事会決議]

(目的)

第1条 この規程は、学校法人折尾愛真学園(以下「学園」という。)の寄附行為の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 職員理事とは、学園の職員として給与の支給を受けている理事をいう。
職員が理事となったときは、職員としての身分は継続する。
- (3) 非常勤理事とは、職員理事以外の理事をいう。
- (4) 職員評議員とは、学園の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、職員給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給及び報酬額)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員(職員理事除く) 年額66,822円
 - (2) 評議員(職員評議員除く) 年額66,822円
 - (3) 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。
- 2 新たに、役員及び評議員に就任した場合、当月分から報酬を支給する。また、退任又は解任された場合は、当月分まで報酬を支給する。
- 3 本規程による計算により、金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等は、毎年1月から6月分を6月に、7月から12月分を12月に支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費及び費用)

第5条 役員及び評議員(職員理事・職員評議員除く)には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に次のとおり交通費を支給する。

- (1) 市内在住(学園を起点に陸路又は鉄路 25km 以内) 3,000円
- (2) 近距離在住(学園を起点に陸路又は鉄路 100km 以内) 5,000円
- (3) 遠距離在住(前2号を超える場合) 8,000円
- (4) 飛行機を利用する必要がある遠隔地に居住する役員評議員の場合には、航空賃を含む交通費実費及び宿泊費を支給する。

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費及び日当を支給する。これらの額は学園旅費規程に定める。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

4 前2項について、必要に応じ事前にその費用の概算払いの支給を受けることができる。

(公表)

第6条 学園はこの規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として、学園のホームページに公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、平成26年10月1日より施行する。この規程施行の日をもって、「理事報酬についての内規」(昭和59年6月28日制定)は廃止する。
2. この規程の改正は、令和2年1月1日より施行する。
3. この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。
(令和5年私立学校法改正及び令和7年寄附行為改正による改正)